

千葉学芸高等学校の部活動に係る活動方針

1. 適切なクラブ活動運営のための体制

○クラブ活動は、生徒の自発的な活動を助長しつつ、部顧問による指導内容の充実と適正化に努め、生徒の安全の確保、健康等の観点から、円滑に部活動を実施する。

○部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。活動計画は部員とその保護者に公表する。

2. 合理的でかつ効率的な活動の推進

○部顧問は、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

○部顧問は、生徒が生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、コミュニケーションを十分に図る。生徒が熱意をもって技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目・分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入する。

3. 適切な休養日等の設定

高等学校の部活動における休養日及び活動時間については、効率的な活動に努めることとし、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

○原則として年間100日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とするよう努め、繁忙期に十分な休養日がとれない場合は、オフシーズンに振り替える。

○クラブの1日の活動時間は、平日では3時間程度を上限とし、学校の休業日（学期中の週末を含む）は6時間程度を上限とする。ただし、活動前後の準備時間を除く。

○定期試験の直前1週間は原則としてクラブ活動を行わない。

2019年（令和元年）5月1日制定